

第 27 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 31 年 2 月 26 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

小学校及び中学校教育職員の給料月額を改定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29
年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「157,040円」を「157,840円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。